

IT 機器レンタルサービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社シーエム総研（以下「当社」といいます。）が提供する IT 機器レンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めたものです。本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、本サービスを利用するにあたり、本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条（契約の目的）

当社は、利用者が指定する機器（以下「本レンタル品」といいます。）を、レンタル期間中、利用者に貸与し、利用者はこれに対して所定のレンタル料を当社に支払うものとします。対象となる機器のメーカー、商品名、数量等は、別途定める書面等に記載された内容によります。

第2条（レンタル期間）

- 1 レンタル期間は、レンタル品が配送される際に同梱される預かり証に記載されています。利用者は、商品が到着したら、速やかにレンタル内容を確認し、預かり証に署名の上、当社に FAX でご通知ください。
- 2 利用者は、レンタル期間を 1 日でも超過した場合には、延滞料金として 1 か月分のレンタル料金を支払うものとし、それ以降も同様とします。
- 3 前項にかかわらず、当社は延滞期間中に利用者の承諾なく回線停止や契約解除を行うことができます。なお、これらの実行により利用者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

第3条（レンタル料金）

- 1 利用者は、個別契約に基づくレンタル料を、当社との約定期日までに当社指定の銀行口座へ振込送金により支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
- 2 レンタル料金は月単位とし、日割り計算は行いません。

第4条（引渡し）

- 1 当社は、合意した日付に、利用者が指定した場所（以下「本指定場所」といいます。）に本レンタル品を送付し、引渡すものとします。利用者は、引渡し後 2 日以内に、種類・数量・動作等の確認を行うものとし、不適合があれば同期間内に当社に通知するものとします。

第5条（契約不適合責任）

- 1 当社は、引渡時点において本レンタル品が通常有すべき性能を備えていることのみを保証し、商品性や使用目的の適合性については保証しません。
- 2 引渡時の検査結果として利用者が契約不適合を申し出た場合に限り、当社は修繕、交換又は代替物の引渡しを行います。

第6条（使用方法）

- 1 利用者は、本レンタル品を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管し、必要な費用を負担します。
- 2 利用者は、レンタル品のパスワードや設定情報を変更することはできません。万が一設定変更を行った場合、当社に通知するものとし、設定を原状に回復できない場合、同程度以上の状態の同一端末を購入するものとします。
- 3 利用者は、当社の事前書面による承諾なしに以下の行為を行ってはなりません。
 - (1) 契約上の権利義務又は地位の第三者への移転・譲渡・担保化

- (2) レンタル品の転貸・占有移転
 - (3) レンタル品から他の電話番号への転送
 - (4) レンタル品に挿入されているSIMカードの取り外し
 - (5) 所有権標識等の除去・破損・汚損
 - (6) 改造・加工・分解等
 - (7) 当社の所有権を侵害する行為
- 4 利用者は、レンタル品について第三者による強制執行その他の侵害を防止し、発生した場合は直ちに書面で当社に通知し、自己の費用と責任で解消するものとします。

第7条（ソフトウェアの取扱）

- 利用者は、レンタル品に含まれるソフトウェアについて以下の行為をしてはなりません。
- (1) 第三者への譲渡または再使用権設定
 - (2) 本件機器以外への利用
 - (3) 複製・改変・改作

第8条（滅失・毀損等）

- 1 引渡し後の本レンタル品の滅失、毀損、盗難等により生じた損害は利用者が負担します。
- 2 利用者は、レンタル品の滅失、毀損、盗難等により当社に生じた損害（代替物購入費用又は修理費用相当額を含むが、これらに限られない。）を当社に支払うものとします。
- 3 使用不能期間中であっても、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、レンタル料は減額されません。

第9条（中途解約）

- 1 利用者は、個別契約のレンタル期間中に本契約を解除することはできません。
- 2 利用者が、個別契約のレンタル期間中に本レンタル品を返還した場合でも、レンタル料金の減額や返金はされず、レンタル期間満了までの料金が発生します。

第10条（解除）

- 1 以下の各号に該当する場合、当社は催告なく直ちに契約を解除できます。
 - (1) 営業許可取消・停止等の行政処分
 - (2) 支払停止・不渡り・破産等の申立
 - (3) 差押・仮処分・租税滞納処分等
 - (4) その他契約違反の是正がされないとき
- 2 前項に基づき当社が利用者との間の契約を解除したときには、理由のいかんを問わず、利用者はレンタル期間満了までの料金を支払うものとします。

第11条（返還）

- 1 契約終了後、利用者は翌5営業日までに当社指定場所へ返還するものとします。なお、送料は利用者の負担とします。
- 2 当社は、利用者が返還義務に違反した場合、レンタル品の所在を特定し回収するために必要な法的手続（強制執行の申立て等を含む）を行うことができ、これに要した費用（弁護士費用、調査費用、回収費用等を含む）を利用者に請求できるものとします。
- 3 利用者が契約終了、かつ当社の返還請求後30日を経過してもレンタル品を返還しない場合、当社は、未返還のレンタル品を時価にて買い取ったものとみなし、当該時価相当額を利用者に請求できるものとします。

第12条（通知義務）

利用者または当社は、商号・住所・代表者変更や、支払口座変更等、本契約の履行に重要な影響を及ぼす事項が生じた場合、書面で速やかに通知するものとします。

第13条（損害賠償）

- 1 契約違反等により損害が生じた場合、相手方は、直接・間接損害、逸失利益、弁護士費用等の実費を含めた一切の損害の賠償を請求できるものとします。
- 2 各種クラウドサービス等のログイン情報や内部データ等の漏洩が発生し、利用者に損害が生じた場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（第三者による損害）

本レンタル品の使用により第三者に損害が生じた場合、利用者がその責任を負うものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

利用者及び当社は、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後もこれに該当しないことを保証し、違反が判明した場合には催告なく契約を解除できるものとします。

第16条（機密保持）

契約履行上知り得た営業上・技術上の機密情報は、秘密情報として目的外使用・開示を禁止します。

第17条（個人情報）

当社及び利用者は、個人情報を適正に管理し、法令等に従い取扱うものとします。

第18条（不可抗力）

不可抗力（天災、戦争、疫病、交通障害、公的命令等）により履行困難となった場合、当社は責任を負いません。

第19条（法令遵守）

当社及び利用者は、契約履行において関係法令を遵守するものとします。

第20条（存続条項）

契約終了後も、第5条、第10条、第11条、第13条～第18条は引き続き有効とします。

第21条（準拠法および管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年7月1日 制定